

# 「特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当」



～お手続き・申請をお忘れなく～

## 特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障がいのある児童の父母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

### 支給制限

次のような場合は、手当を受けることができません。

児童が障がいを理由とする年金を受けているとき、または受けることができるとき  
児童が児童福祉施設等に入所しているとき

### 手当月額

1級該当児童1人につき 5万 750円  
2級該当児童1人につき 3万3800円

前年の所得が一定額以上のときは、手当の全部が支給停止となります。

## 特別障害者手当

在宅で身体的又は知的に重度の障害があり、日常生活において常時特

別の介護を必要とする満20歳以上の人に支給されます。ただし、所得による制限があります。

手当月額 2万6440円

## 障害児福祉手当

在宅で身体的又は知的に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする満20歳未満の人に支給されます。ただし、所得による制限があります。

手当月額 1万4380円

## 現況届

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給中の人は、8月11日から9月10日までに現況届の提出が必要です。

この届け出がないと、8月以降の手当が受けられなくなり、また届け出をしないまま2年を経過した場合は、受給権を失います。ご注意ください。

### 【特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当現況届】

月 日	時 間	場 所
8月11日(月)	8時30分	くらし部 福祉課障がい・福祉係
)	)	山内支所 くらし課 福祉健康係
9月10日(水)	17時15分	北方支所 くらし課 福祉健康係

上記日程で受付を行います。  
なお該当される人には後日通知をいたします。



くらし部福祉課  
☎(23) 9235  
山内支所くらし課  
☎(45) 2906  
北方支所くらし課  
☎(36) 6020



担当:八坂

## 市長・議長交際費

市長・議長交際費は、市政、議会運営上あるいは市、議会を代表して外部と公の交際を進める上で必要な経費です。今回は、平成20年4月から6月分までを公開します。

(単位:円)

市長	4～6月		4月からの累計	
	件数	金額	件数	金額
弔慰	5	45,750	5	45,750
見舞い	0	0	0	0
祝儀	39	176,330	39	176,330
せん別	0	0	0	0
賛助	3	45,000	3	45,000
接遇	1	10,000	1	10,000
会費	5	20,500	5	20,500
その他	3	25,150	3	25,150
合計	56	322,730	56	322,730

議長	4～6月		4月からの累計	
	件数	金額	件数	金額
弔慰	7	32,320	7	32,320
見舞い	0	0	0	0
祝儀	10	31,160	10	31,160
せん別	0	0	0	0
賛助	0	0	0	0
接遇	2	16,655	2	16,655
会費	0	0	0	0
その他	4	6,790	4	6,790
合計	23	86,925	23	86,925